

佐伯市造林事業補助金交付要綱

平成18年5月29日付け佐林第267号伺定

改正 平成20年 5月21日

平成23年 3月10日

平成25年 4月 1日

平成27年 4月 1日

平成29年10月 1日

平成30年 1月25日

平成30年 4月 1日

令和2年 7月 1日

令和4年10月28日

(趣旨)

第1条 市長は、森林資源の整備を図ることによって、森林の有する多面的機能の充実と併せて地域の健全な発展に資するため、造林事業を行うものに対し予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、佐伯市補助金等交付規則（平成17年規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第2条 この補助金の対象となる経費及び補助率は、大分県造林事業補助金交付要綱に基づき佐伯市において実施される森林整備等で別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第3条 この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、造林事業に要する経費として大分県知事が算定する標準経費に、第2条に定める補助率を乗じたものとする。

(補助金の交付、申請並びに実績報告)

第4条 規則第4条第1項の規定による交付の申請及び規則第12条に定める実績報告は、造林事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）によるものとし、造林事業の終了後、速やかに次の書類を添えて市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業費計算書（別記様式第1号）

(2) 施業図（別記様式第2号）

(3) 位置図（5万分の1地形図による）

(4) その他市長が必要として認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請及び受領を第3者に委任することができる。委任する場合は、規則第4条第2項第4号に規定する申請者が暴力団関係者でないことを誓約した事項を記載した書類は代理人に提出することとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、市税を滞納していない者であること。

(補助条件)

第5条 この補助金に係る補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた者は、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合（当該施行地を売渡しもしくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用

途へ転用される場合を含む。以下次項において同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合は、あらかじめ市長にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受け補助金相当額を返還しなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、別記様式第3号により補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合に、市長は消費税等仕入れ控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して額の確定を行うことができる。また、補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、別記様式第4号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令をうけて消費税等仕入れ控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

2 森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者は、前項の補助条件を履行しなければならない

(状況報告及び調査)

第6条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し補助事業者から報告させ、または担当職員に実地調査をさせることができる。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、補助金交付決定及び額を確定したときは、速やかにその額を造林事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 第4条第2項の規定により、補助金の交付の申請について委任を受けた者が第1項の規定による補助金交付決定及び額の確定通知を受理したときは、速やかに第5条の補助条件を付して委任者に書面をもって通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第8条 第7条第1項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、造林事業補助金交付請求書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 森林組合長等は補助金の交付請求及び受領を大分県森林組合連合会会長に委任することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年1月25日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
保育間伐推進緊急対策事業に要する経費	27/100
再造林地鳥獣防護柵設置促進事業に要する経費	13/100
再造林促進事業に要する経費	5/100
大分県造林事業の下刈りに要する経費	13/100 下刈支援対策事業に限る。
	5/100 (上記以外)
除伐支援対策事業に要する経費	27/100
森林環境保全直接支援事業の間伐に要する経費	13/100